

者（法人にあっては、その役員）又は当該購読申込者の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

四十二 看護職員の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設に在学する者及び大学院の修士課程に在学し、看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来看護職員としてその業務に従事しようとするものとして修学上必要な資金を貸し付けられた者が行う届出又は報告であつて規則で定めるものの受付又はその届出若しくは報告であつて規則で定めるものに係る事実についての審査

四十三 看護職員の確保及び質の向上に資するため、看護職員養成施設に在学する者及び大学院の修士課程に在学し、看護に関する専門知識を修得しようとする者で、将来看護職員としてその業務に従事しようとするものに対して修学上必要な資金として貸し付けられたものであつて規則で定めるものの返還金又はその延滞金の徴収に関する当該貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

四十四 介護等の業務に従事する者の養成確保に資するため、介護福祉士指定養成施設に在学する者で、将来介護等の業務に従事しようとするものとして修学上必要な資金を貸し付けられた者が行う届出又は報告であつて規則で定めるものの受付又はその届出若しくは報告であつて規則で定めるものに係る事実についての審査

四十五 介護等の業務に従事する者の養成確保に資するため、介護福祉士指定養成施設に在学する者で、将来介護等の業務に従事しようとするものに対して修学上必要な資金として貸し付けられたものであつて規則で定めるものの返還金又はその延滞金の徴収に関する当該貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

四十六 県内に住所を有し、親族である老人と同居し、又は同居しようとする者で、老人の専用居室を必要とし、かつ、自力で増築又は改築を行うことが困難なものに対して貸し付けられた資金であつて規則で定めるもの（以下この号において「老人居室整備資金」という。）の償還金又はその連約金の徴収に関する老人居室整備資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはそ

の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

四十七 障害者の専用居室等を増築し、若しくは改築し、又は改造（維持補修的なものを除く。）するために障害者又は障害者と同居する親族に対して貸し付けられた資金であつて規則で定めるもの（以下この号において「障害者住宅整備資金」という。）の償還金又はその連約金の徴収に関する障害者住宅整備資金の貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

四十八 中小企業構造の高度化の促進又は中小企業者の設備の近代化に必要な資金として県が行つた貸付けであつて規則で定めるものに係る貸付金若しくはその利子又は連約金の徴収に関する当該貸付けを受けた者（法人にあっては、その代表者）若しくは当該貸付けを受けた者の相続人又は当該貸付けを受けた者の連帯保証人（法人にあっては、その代表者）若しくは当該貸付けを受けた者の連帯保証人の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認

四十九 表彰を受ける者（候補者を含む。）に係る事実についての審査であつて規則で定めるもの

別表第二（第三条関係）

知事以外の執行機関	事 務
教育委員会	一 県立学校の授業料等に関する条例（昭和三十一年広島県条例第六号）第二条の規定による授業料等（授業料に限る。）又は広島県分担金等に関する延滞金徴収条例第二条第一項の規定によるその延滞金の徴収に関する高等学校に在籍中の生徒若しくは在籍していた生徒又はこれらの法定代理人、相続人若しくは保証人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認 二 広島県高等学校等奨学金貸付条例（平成十四年広島県条例第五号）第五条第一項の貸付けの申請の受付若しくはその申請に係る事実についての審査又はその他同条例による奨学金の貸付けに関する事務であつて規則で定めるもの 三 広島県高等学校等奨学金貸付条例第九条第一項の規定による奨学金の償還又は同条例第十条の規定による延滞利息

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

<p>附 則</p> <p>監査委員</p>	<p>の徴収に関する奨学生若しくはその相続人又は奨学生の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>四 勤労青少年の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。)定時制課程及び通信制課程(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第四十五条第三項に規定する広域の通信制の課程を含む。以下同じ。)への修学を促進し、教育の機会均等を拡充するため、県内の高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者として修学奨励金を貸し付けられたものが行う届出であつて規則で定めるものの受付又はその届出であつて規則で定めるものに係る事実についての審査</p> <p>五 勤労青少年の高等学校定時制課程及び通信制課程への修学を促進し、教育の機会均等を拡充するため、県内の高等学校定時制課程及び通信制課程に在学する者に対して修学奨励金として貸し付けられたものであつて規則で定めるものの返還金又はその延滞金の徴収に関する当該貸付けを受けた者若しくはその相続人又は当該貸付けを受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>六 旧地域改善対策特別措置法(昭和五十七年法律第十六号)第一条に規定する地域改善対策事業が実施された同条に規定する対象地域に居住する者又はその関係者で、高等学校、高等専門学校、大学又は短期大学に進学する能力をもち、将来社会において有為な人材として活躍することが期待されながら、経済的な理由により進学後修学が困難な者に対して修学の便宜を図るための奨学金として貸与されたものであつて規則で定めるものの返還金又はその延滞金の徴収に関する当該貸与を受けた者若しくはその相続人又は当該貸与を受けた者の連帯保証人若しくはその相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認</p> <p>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十二条第一項の規定による監査の請求人の氏名及び住所の確認</p>
------------------------	--

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六十六号

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十二年広島県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二の表の第一号中「三次市、東広島市及び北広島町(17)から(21)までに掲げるものについては北広島町」を「広島市、福山市、三次市、東広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町(1)、(2)、(4)から(7)まで及び(13)から(16)までに掲げるものについては広島市、福山市、三次市、東広島市及び北広島町(広島市にあつては、(1)については法第九十三条第一項において準用する場合を除く。)に限るものとし、(3)及び(8)から(12)までに掲げるものについては福山市、三次市、東広島市及び北広島町に限るものとし、(17)から(21)までに掲げるものについては府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町に限るものとし、(22)に掲げるものについては福山市、三次市、東広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町(前号(19)に係るものについては北広島町)を「広島市、福山市、三次市、東広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町(第一号(2)に係るものについては広島市、福山市、三次市、東広島市及び北広島町に限るものとし、第一号(9)に係るものについては福山市、三次市、東広島市及び北広島町に限るものとし、第一号(19)に係るものについては府中町、海田町、熊野町、坂町、北広島町、大崎上島町及び神石高原町」に改め、同表の第二号中「前号(2)」を「第一号(2)」に、「三次市、東広島市及び北広島町」に改め、同号を同表の第三号とし、同号の前に次の一号を加える。

- 一 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 市町(広島市を除く。)
- 二 昭和二十八年広島県条例第四十九号。以下この号において「市町市を除く。)

立学校職員給与等条例」という。)及び市町立学校職員給与等条例第二条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下この号において「給与条例」という。)の施行のための人事委員会規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの

(1) 市町立学校職員給与等条例第十条に規定するへき地手当に準ずる手当に係る事実の確認

(2) (1)に掲げるもののほか、給与条例の施行に係る事務のうち、人事委員会規則に基づく事務であつて別に教育委員会規則で定めるもの

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の第一条の二の表の第二号の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの条例又は人事委員会規則(以下「条例等」という。)の規定により広島県教育委員会がした行為で、現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に条例等の規定により広島県教育委員会に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町の教育委員会が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、当該市町の教育委員会がした行為又は当該市町の教育委員会に対してなされた届出その他の行為とみなす。

職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第六十七号

職員の給与の特例に関する条例

(給料の特例)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」

という。)第四条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる職員(以下「対象職員」という。)の給料月額は、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間(以下「特例期間」という。)において、給与条例第四条から第六条の二までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に、対象職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じた額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

一 県立広島病院長の職を占める職員 百分の十

二 別表第一の上欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるもので給与条例第十七条の三第一項の規定により管理職手当を支給されるもの 百分の七

三 別表第一の上欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるもの(前二号に掲げる職員を除く。)及び別表第二の上欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるもので給与条例第十七条の三第一項の規定により管理職手当を支給されるもの 百分の五

2 特例期間における対象職員(前項第一号に掲げる職員を除く。次条において同じ。)の給与条例第九条に規定する給料の調整額は、同条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額からその額の特定割合に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(管理職手当の特例)

第二条 給与条例第十七条の三第一項の規定により対象職員に支給する管理職手当の額は、特例期間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額からその額の特定割合に相当する額(その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(手当等の額の算出の基礎となる給料等の月額)

第三条 前二条の規定にかかわらず、給与条例及び職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十四号)の規定により対象職員に支給する手当(給与条例第

十一條の二から第十一條の四までに規定する地域手当（他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。）、給与条例第十八條に規定する期末手当、給与条例第十八條の四に規定する勤勉手当及び給与条例第十八條の五に規定する期末特別手当を除く。）の額のそれぞれの算出の基礎となる給料月額、給料の調整額及び管理職手当の額は給与条例第四條から第六條の二まで、第九條及び第十七條の三第二項の規定により定められた額とし、職員の出退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）の規定により対象職員に支給する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は給与条例第四條から第六條の二までの規定により定められた額とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

（この条例の準用）

2 給与条例附則第五項の地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第十五條第一項に規定する職員については、この条例の規定を準用する。

（職員の給与の特例に関する条例の廃止）

3 職員の給与の特例に関する条例（平成十五年広島県条例第五十一号）は、廃止する。（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十四号）の一部を次のように改正する。

附則第十條第三項中「職員の給与の特例に関する条例（平成十五年広島県条例第五十一号）」を「職員の給与の特例に関する条例（平成十八年広島県条例第六十七号）」に改め、同項の表第一條の項中「第一條」を「第一條第一項」に改め、同表第二條第一項の項を削り、同表第二條第二項の項中「第二條第二項」を「第一條第二項」に改め、同表第三條の項及び第四條の項を削り、同表第五條の項中「第五條」を「第二條」に改め、同表第六條の項上欄中「第六條」を「第三條」に改め、同項中欄中「給与条例」を「給与条例」に改め、「の規定、任期付研究員条例第五條の規定並びに任期付職員条例第六條」を削り、同項下欄中「任期付研究員条例第五條の規定及び任期付職員条例第六條の

規定並びに」を「により定められた給料月額と」に、「附則第九條の規定により定められた額」を「附則第九條の規定による給料の額との合計額」に改める。

別表第一（第一條関係）

給料表	職員
行政職給料表	その職務の級が八級又は九級である職員
公安職給料表	その職務の級が九級である職員
研究職給料表	その職務の級が五級である職員
医療職給料表(一)	その職務の級が四級である職員
医療職給料表(二)	その職務の級が七級である職員

別表第二（第一條関係）

給料表	職員
行政職給料表	その職務の級が六級又は七級である職員
公安職給料表	その職務の級が七級又は八級である職員
教育職給料表(一)	その職務の級が三級又は四級である職員
教育職給料表(二)	その職務の級が三級又は四級である職員
教育職給料表(三)	その職務の級が三級又は四級である職員
研究職給料表	その職務の級が四級である職員
医療職給料表(一)	その職務の級が三級である職員
医療職給料表(二)	その職務の級が六級又は七級である職員
医療職給料表(三)	その職務の級が六級である職員

市町立学校職員の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第六十八号

市町立学校職員の給与の特例に関する条例

（給料の特例）

第一條 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和二十八年

広島県条例第四十九号。以下「市町立学校職員給与等条例」という。）第三条第一項各号に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち次の各号に掲げる職員（以下「対象職員」という。）の給料月額額は、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日までの間（以下「特例期間」という。）において、市町立学校職員給与等条例第三条から第五条までの規定にかかわらず、これらの規定により定められた給料月額から、その額に、対象職員の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合（以下「特定割合」という。）を乗じた額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

一 別表第一の上欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、同表の下欄に掲げるもので市町立学校職員給与等条例第二条の規定に基づき県立学校職員の例により職員の給与に関する条例（昭和二十六年広島県条例第二十二号。以下「給与条例」という。）

第十七条の三第一項の規定により管理職手当を支給されるもの 百分の七

二 別表第一の上欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、同表の下欄に掲げるもの（前号に掲げる職員を除く。）及び別表第二の上欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるもので市町立学校職員給与等条例第二条の規定に基づき県立学校職員の例により給与条例第十七条の三第一項の規定により管理職手当を支給されるもの 百分の五

2 市町立学校職員給与等条例第二条の規定に基づき県立学校職員の例により対象職員に支給する給与条例第九条に規定する給料の調整額は、特例期間において、同条の規定にかかわらず、同条の規定により定められた額からその額の特定割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（管理職手当の特例）

第二条 市町立学校職員給与等条例第二条の規定に基づき県立学校職員の例により給与条例第十七条の三第一項の規定により対象職員に支給する管理職手当の額は、特例期間において、同条第二項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額からその額の特定割合に相当する額（その額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

（手当等の額の算出の基礎となる給料等の月額）

第三条 前二条の規定にかかわらず、市町立学校職員給与等条例第七条、第九条及び第十条の規定により対象職員に支給する手当の額並びに市町立学校職員給与等条例第二条の規定に基づき県立学校職員の例により対象職員に支給する手当（給与条例第十一条の二及び第十一条の四に規定する地域手当（他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。）並びに給与条例第十八条に規定する期末手当及び給与条例第十八条の四に規定する勤勉手当を除く。）の額のそれぞれの算出の基礎となる給料月額、給料の調整額及び管理職手当の額は、市町立学校職員給与等条例第三条から第五条までの規定並びに給与条例第九条及び第十七条の三第二項の規定により定められた額とする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

2 市町立学校職員の給与の特例に関する条例の廃止

（市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）

3 市町立学校職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例（平成十七年広島県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。

附則第八条第二項中「市町立学校職員の給与の特例に関する条例（平成十五年広島県条例第五十二号）」を「市町立学校職員の給与の特例に関する条例（平成十八年広島県条例第六十八号）」に改め、同項の表第三条の項中「までの規定及び」を「までの規定により定められた給料月額」とし、「附則第七条の規定により定められた額」を「附則第七条の規定による給料の額との合計額」に改め、「第十七条の三第二項の規定及び平成十七年改正給与条例附則第十条第一項」の下に「の規定により定められた額とする。ただし、市町立学校職員給与等条例第二条の規定に基づき県立学校職員の例により対象職員に支給する職員の退職手当に関する条例（昭和二十九年広島県条例第二号）」に規定する

退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、市町立学校職員給与等条例第三条から第五十五条までを加える。

別表第一(第一条関係)

給料表	職員
行政職給料表	その職務の級が八級又は九級である職員

別表第二(第一条関係)

給料表	職員
教育職給料表(イ)	その職務の級が三級又は四級である職員
教育職給料表(ロ)	その職務の級が三級又は四級である職員
行政職給料表	その職務の級が六級又は七級である職員
医療職給料表	その職務の級が六級又は七級である職員

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第六十九号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例(昭和二十六年広島県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「その他の扶養親族については一人につき五千円」を削る。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第七十号

職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第一条 職員の退職手当に関する条例(昭和二十九年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

附則中第二十一項及び第二十二項を削り、第二十三項を第二十一項とし、第二十四項から第二十六項までを二項ずつ繰り上げる。

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第二条 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年広島県条例第七号)の一部を次のように改正する。

附則第二条第一項及び第三条第一項中「、附則第十七項から第十九項まで、附則第二十一項及び附則第二十二項」を「及び附則第十七項から第十九項まで」に改める。

附則第六条中「平成十九年三月三十一日」を「平成二十年三月三十一日」に改める。

附則

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

特別職の職員等の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤田雄山

広島県条例第七十一号

特別職の職員等の給与の特例に関する条例

(県議会議員の報酬の特例)

第一条 県議会議員の報酬月額額は、平成十九年四月一日から平成二十年三月三十一日まで(以下「特例期間」という。)において、特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(昭和五十年広島県条例第三十八号。以下「特別職給与条例」という。)

第三条第一項第一号の規定にかかわらず、同号の規定による報酬月額から、議長にあってはその額に百分の十五を、副議長及び議員にあってはその額に百分の十二・五を乗じた額を減じた額とする。

(委員会の委員等の報酬の特例)

第二条 特別職給与条例第二条第二項第一号に規定する委員会の委員等の報酬月額、特別期間において、特別職給与条例第三条第一項第二号の規定にかかわらず、同号の規定による報酬月額からその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。

(知事等の給料の特例)

第三条 知事、副知事、出納長、教育長、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員(次条において「知事等」という。)の給料月額は、特別期間において、特別職給与条例第三条第一項第五号の規定にかかわらず、同号の規定による給料月額から、知事についてはその額に百分の十五を、副知事及び出納長にあつてはその額に百分の十二・五を、教育長、人事委員会の常勤の委員及び常勤の監査委員にあつてはその額に百分の十を乗じた額を減じた額とする。

(手当の額の算出の基礎となる給料月額)

第四条 前条の規定にかかわらず、特別職給与条例第三条第三項並びに特別職等の退職手当に関する条例(昭和三十四年広島県条例第一号)第二条及び第三条の規定により知事等に支給する手当(地域手当(他の手当の額の算出の基礎となる場合を除く。))及び期末手当を除く。)の額の算出の基礎となる給料月額は、特別職給与条例第三条第一項第五号の規定による額とする。

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。
- (特別職の職員等の給与の特例に関する条例の廃止)
- 2 特別職の職員等の給与の特例に関する条例(平成十年広島県条例第二十八号)は、廃止する。

知事の給与の特例に関する条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第七十二号

知事の給与の特例に関する条例

知事の給料月額は、平成十九年一月一日から同年三月三十一日までの間において、特別職の職員等の給与の特例に関する条例(平成十年広島県条例第二十八号)第二条の規定にかかわらず、同条の規定による給料月額からその額に百分の百を乗じた額を減じた額とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

ひろしま観光立県推進基本条例をここに公布する。

平成十八年十二月二十六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第七十三号

ひろしま観光立県推進基本条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 基本的施策

第一節 ひろしま観光立県推進基本計画等(第七条・第八条)

第二節 魅力ある観光地の形成(第九条―第十一条)

第三節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成(第十二条・第十三条)

第四節 国際観光の振興(第十四条・第十五条)

第五節 観光旅行の促進のための環境の整備(第十六条―第二十二条)

第三章 広島県観光立県推進会議(第二十三条―第二十七条)

附則

観光は、訪れる人々と地域の人々の相互理解と交流の促進や、地域における雇用の増大とサービス業、農林水産業、製造業など幅広い分野にわたる地域経済の活性化に寄与すると

もに、潤いのある豊かな生活環境の創造等を通じて県民生活の安定向上に貢献するものである。

また、少子高齢社会の到来の中で、観光は、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現を促進し、本県の文化、歴史等に関する理解を深めるものとして、将来の定住につながる交流人口の拡大に重要な役割を担っていくものである。

本県においては、厳島神社と原爆ドームの二つの世界遺産をはじめとする地域の特色ある歴史や文化、伝統等がはぐくまれ、瀬戸内海という国際級の観光資源や中国山地など豊かな自然と、四季の変化に富んだ気候に恵まれるなど、多彩な観光資源が集積している。

しかし、観光立県の実現に向けた基盤の整備及び環境の形成は、いまだ不十分な状態であり、本県を来訪する国内外の観光旅行者等の状況は、世界に通用するヒロシマの知名度にふさわしいものとは言えず、また、ゆとりや安らぎを求める志向など観光旅行に対する需要の高度化、少人数による観光旅行の増加など近年の観光をめぐる様々な状況変化への的確な対応も求められている。

これらに適切に対処し、観光立県を実現するためには、観光をリーディング産業として更に発展させ、国内外の誘客競争に打ち勝つことのできる「魅力ある観光地」を形成していくことが不可欠であり、このためには、広く県民が観光立県に対する理解を深め、一人ひとりがその担い手としての認識をはぐくむことが重要である。

ここに、県、市町、県民、観光事業者、観光関係団体等が協働して、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、観光立県を実現するための基本理念を定め、県の責務並びに県民、観光事業者(主として観光旅行者を対象として事業を行う事業者その他観光に関連する事業を行う事業者をいう。以下同じ。)及び観光関係団体(観光事業者で組織される団体並びに観光の振興を目的として観光事業者及び行政機関等で組織される団体をいう。以下同じ。)の役割を明らかにするとともに、観光立県の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって活力ある

地域づくり、本県経済の持続的な発展及び県民生活の向上に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 観光立県の実現に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、魅力ある観光地の形成を図るとともに、県内外からの観光旅行を促進することが、県民が誇りと愛着を持つことができる豊かで活力に満ちた地域社会の形成及び潤いのある県民生活の実現のため重要であるとの認識の下に講じられなければならない。

2 観光立県の実現に関する施策は、県内外の観光旅行者への快適なサービスを提供できる環境を整備するとともに、地域の歴史、文化、伝統等に関する理解を深め、観光振興の担い手となる人材の育成及び地域のおもてなしの向上が図られるよう講じられなければならない。

3 観光立県の実現に関する施策は、本県が被爆県として世界の恒久平和のために果たすべき役割にかんがみ、国際平和及び国際相互理解の増進の観点に立つて講じられなければならない。

4 観光立県の実現に関する施策を講じるに当たっては、観光が、県及び地域の経済社会において重要な役割を担っていることにかんがみ、県、市町、県民、観光事業者、観光関係団体等による相互の連携が確保されるよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、市町が当該地域の特性を生かした観光立県の実現に関する施策を講じるに当たって必要な助言及び調整を行うとともに、市町が参画し、及び実施する広域的な観光振興施策に関して総合調整を行うことにより、市町相互の連携を図るものとする。

3 県は、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体が、相互に連携して観光の振興に関する取組を進められるよう総合調整を行うものとする。

(県民の役割)

第四条 県民は、観光立県の意義に対する理解及び関心を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。



2 県民は、観光旅行者を温かく迎え、地域における観光の振興に関する取組に参画するよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第五条 観光事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を通じて観光旅行者に快適なサービス及び環境を提供するとともに、地域における他の産業と連携することにより、地域の活性化に努めるものとする。

2 観光事業者は、県及び市町が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第六条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、業界及び業種の枠を超えた連携を図りながら事業活動を行うよう努めるとともに、観光情報の発信、観光旅行者の誘致、おもてなしの向上など受入れの体制の整備等に取り組みよう努めるものとする。

2 観光関係団体は、県及び市町が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

第一節 ひろしま観光立県推進基本計画等

(ひろしま観光立県推進基本計画)

第七条 知事は、観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ひろしま観光立県推進基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 観光立県の実現に関する施策についての基本的な方針

二 観光立県の実現に関する目標

三 観光立県の実現に関し、県が総合的かつ計画的に講じるべき施策

四 前三号に掲げるもののほか、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民等の意見が反映されるよう必要な措置を講じるとともに、第二十三条に定める広島県観光立県推進会議の審議を経る

ものとする。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

5 前二項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(財政上の措置)

第八条 県は、観光立県の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるよう努めるものとする。

第二節 魅力ある観光地の形成

(国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成)

第九条 県は、国際競争力及び国内競争力の高い魅力ある観光地の形成を図るため、市町、観光事業者その他の関係者との連携による観光地の特性を生かした良質なサービスの提供の確保並びに宿泊施設、食事施設、案内施設その他の旅行に関連する施設(以下「旅行関連施設」という。)及び公共施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

(観光資源の活用による魅力ある観光地の形成)

第十条 県は、自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源の活用による地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、史跡、名勝、天然記念物等の文化財、歴史的風土、優れた自然の風景地、良好な景観、温泉その他文化、産業等に関する観光資源の保護、育成及び開発に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備)

第十一条 県は、観光旅行者の国際競争力及び国内競争力の高い観光地への来訪の促進に必要な交通施設の総合的な整備を図るため、空港、港湾、鉄道、道路、駐車場その他の観光の基盤となる交通施設の整備等に必要な施策を講じるものとする。

第三節 観光産業の競争力の強化及び観光の振興に寄与する人材の育成

(観光産業の競争力の強化)

第十二条 県は、県内観光産業の競争力の強化を図るため、観光事業者相互の有機的な連携の促進、観光旅行者の需要の高度化及び観光旅行の形態の多様化に対応したサービスの提供の確保、工場、産業体験施設等を活用した産業観光など地域の産業との連携の促進等に必要な施策を講じるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第十三条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者等の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等に必要な施策を講じるものとする。

#### 第四節 国際観光の振興

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第十四条 県は、外国人観光旅客の来訪の促進による国際観光の振興を図るため、本県の伝統、文化等を生かした海外における観光宣伝活動の重点的かつ効果的な実施、県内における交通、宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、国際会議等の誘致の促進、通訳案内サービスの向上その他外国人観光旅客の受入れの体制の確保等に必要な施策を講じるものとする。

(国際相互交流の促進)

第十五条 県は、本県と外国との間における経済交流、青少年による国際交流等を通じて、国際観光の振興を図るために必要な施策を講じるものとする。

#### 第五節 観光旅行の促進のための環境の整備

(観光旅行者の本県への来訪の促進)

第十六条 県は、観光旅行者の本県への来訪の促進を図るため、県内の観光地に関する広報宣伝活動及び観光情報の提供を行うとともに、県内外における広域的に連携した観光の振興に関する取組など必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者に対する接遇の向上)

第十七条 県は、観光旅行者に対する接遇の向上を図るため、接遇に関する教育の機会の提供、旅行関連施設の整備、本県の優れた伝統芸能、食文化、映像文化その他の文化芸術、産業等の紹介の強化、地域の特色を生かした魅力ある商品の開発等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第十八条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障害者、外国人等が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策

を講じるものとする。

2 県は、情報通信の技術を活用した観光に関する情報の提供等に必要な施策を講じるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第十九条 県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光における事故の発生の防止等に必要な施策を講じるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第二十条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする観光旅行、心身の健康の保持増進のための観光旅行、食文化への理解を深めるための観光旅行、将来の定住につながる滞在型観光旅行その他の多様な観光旅行の形態の普及等に必要な施策を講じるものとする。

(観光地における環境及び良好な景観の保全)

第二十一条 県は、観光地における環境及び良好な景観の保全を図るため、観光旅行者による自然体験活動を通じた環境の保全に対する理解の増進、屋外広告物に関する制限等に必要の施策を講じるものとする。

(広報等)

第二十二条 県は、県民の観光立県に対する意識の高揚、おもてなしの心の醸成及び地域における観光の振興に関する取組への参画を促進するため、広報、啓発及び情報の提供に努めるものとする。

### 第三章 広島県観光立県推進会議

(広島県観光立県推進会議)

第二十三条 県は、基本計画について審議し、及びその実施を推進するため、広島県観光立県推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(組織等)

第二十四条 推進会議は、会長及び委員三十人以内をもって組織する。

2 会長は、知事をもって充てる。

3 委員は、県議会の議員、市町の長、観光事業者、観光関係団体の長、観光に関する学識

経験を有する者、関係行政機関の職員その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

(会長)

第二十五条 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

2 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第二十六条 推進会議の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 推進会議の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 推進会議の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第二十七条 この章に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この条例は、平成十九年一月一日から施行する。